○舟形町融雪設備導入補助金交付要綱

令和2年5月29日

告示第51号

改正　令和5年3月28日告示第22号

（趣旨）

第１条　町長は、町内への定住促進と、冬期間の克雪化を図るため、この要綱の定めるところにより、舟形町融雪設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金交付対象地）

第２条　補助金の交付対象地は、舟形町内全域とする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　建築工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条において、土地建築に関する工事で同法別表第１の上欄に掲げるものをいう。

(2)　融雪設備工事　住宅屋根又は敷地内に融雪設備を設置する工事をいう。

(3)　定住　町内に住所を有し、将来にわたり居住する意思があることをいう。

(4)　世帯　町内の一の住所に定住する者全員のことをいう。

(5)　新築　新たな住宅の建築をいう。

(6)　入居　町内に新築した住宅の引き渡しを受け、住民票を異動すること。

(7)　リフォーム　既存住宅に対する融雪設備工事をいう。

（補助金の交付要件）

第４条　補助金の交付対象となる者は、定住又は定住の意思がある場合で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　町内において新築又はリフォームする住宅で建築延べ床面積が５０㎡以上の住宅であること。ただし、店舗併用住宅等の場合は、延べ床面積の２分の１以上が住居部分であること。

(2)　新築又はリフォームする住宅に融雪設備工事を行うこと。

(3)　令和８年３月３１日までに工事を完成し入居する者であること。

(4)　町税及び上下水道料に滞納がない世帯であること。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、対象工事費の５０％とし、上限額は次の各号に定めるとおりとする。

(1)　新築住宅は、１棟につき100万円を上限とする。

(2)　リフォームは、１棟につき70万円を上限とする。

２　補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

３　補助金は、当該年度、１世帯につき１回に限って交付する。

（補助金交付の申請）

第６条　第４条の交付要件を全て満たす者は、建設業者の着工前に補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1)　工事見積書の写し（融雪設備工事に係る費用が分かるもの）

(2)　新築する建築住宅の建築延べ床面積を証明できる図面

(3)　町税及び上下水道料を滞納していないことの証明書

ア　町内に住所を有する者は町税及び上下水道料金の納付状況照会同意書

イ　町内に住所を有しない者は納税証明書（世帯分）

(4)　融雪設備部分を証明できる図面

(5)　着工前カラー写真

(6)　その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定通知）

第７条　町長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容等を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、受理後２０日以内に補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第８条　前条の補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第３号）により、町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付変更（取下げ）承認通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了届及び補助金交付の請求）

第９条　交付決定者は、建築工事を完了したときは、完了届（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に対し速やかに提出しなければならない。

(1)　住民票謄本（転入者に限る）

(2)　住宅建築又はリフォーム工事の契約書の写し

(3)　家屋登記簿謄本（新築の場合に限る）及び完成写真

(4)　工事代金領収書の写し

(5)　補助金の振込先通帳の写し

(6)　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、補助金の交付請求書（様式第６号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金の返還）

第１０条　町長は、補助金の交付後、第４条の交付要件を満たさないと認めたときは、申請者は補助金の一部又は全額を返還しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。